



2018年4月26日

各位

会社名 大阪製鐵株式会社
 代表者名 代表取締役社長 岩崎 正樹
 (コード番号 5449 東証第一部上場)
 問合せ先 総務部長 田中 設也
 (電話 06-6204-0300)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年4月26日開催の取締役会において、2018年6月27日開催予定の第40回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

株主の皆様の一層の便宜を図ることを目的として、会社法第194条に規定する単元未満株式売渡請求制度を導入するため、単元未満株式についての権利の規定(変更案第9条第1項第4号)の新設及び単元未満株式の売渡請求の規定(変更案第9条第2項)の新設を行うものであります。

2. 変更の内容

変更箇所について、現行定款と変更後の定款案とを対照すると、次のとおりとなります。
 下線部分が変更部分であります。

現行定款	変更案
第9条 (単元未満株式についての権利) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (記載省略) (新設) (新設)	第9条 (現行どおり) (1)～(3) (現行どおり) <u>(4)次項に定める請求をする権利</u> <u>2. 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となる株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
 定款変更の効力発生日

2018年6月27日(水)予定
 2018年6月27日(水)予定

以上